

株式売出目論見書

2026年2月

この目論見書により行う株式5,315,450,880円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）及び株式796,999,680円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.gltechno.co.jp/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

株式売出目論見書

売出価格 未 定

ジーエルテクノホールディングス株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目22番地1号

目次

頁

【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
第2 【売出要項】	3
1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】	3
2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	4
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	9
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	9
第三部 【参照情報】	9
第1 【参照書類】	9
第2 【参照書類の補完情報】	10
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	11
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	11
第五部 【特別情報】	11
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	12
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	14
株式移転に関する情報	18
2026年3月期第3四半期（2025年10月1日から2025年12月31日まで）の連結業績の概要	58
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	67

【表紙】

【会社名】	ジーエルテクノホールディングス株式会社
【英訳名】	GLTECHNO HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長見 善博
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目22番地1号
【電話番号】	03(4212)6677 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 麻田 俊弘
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目22番地1号
【電話番号】	03(4212)6677 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 麻田 俊弘
【本日論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本日論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受けによる売出し 5,315,450,880円 オーバーアロットメントによる売出し 796,999,680円 (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2026年2月13日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2024年10月1日から2026年2月13日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、2024年10月1日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高については、該当事項はありません。



- (注) 1
- ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益 (連結)}}$$

- ・2025年4月1日から2026年2月13日については、2025年3月期有価証券報告書の2025年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

なお、当社は2024年10月1日をもって株式移転により新たに持株会社として設立されたため、2024年3月期の連結財務諸表を作成しておらず、1株当たり当期純利益の数値も存在していないため、2024年10月1日から2025年3月31日については、P E Rを表示しておりません。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2025年8月27日から2026年2月20日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

2026年3月9日（月）から2026年3月12日（木）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」欄に記載の引受人（以下、「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）を行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称		
普通株式	1,504,600株	5,315,450,880	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 464,900株		
			山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 株式会社山口銀行 429,700株		
			兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目1番1号 株式会社みなと銀行 444,000株		
			山形県山形市七日町三丁目1番2号 株式会社山形銀行 145,000株		
			東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 10,500株		
			東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 10,500株		

- (注) 1 引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より借られる当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 2 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 4 売出価額の総額は、2026年2月13日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1、2 (売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	自 2026年 3月13日(金) 至 2026年 3月16日(月) (注) 3	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2026年3月9日（月）から2026年3月12日（木）までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定します。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.gltechno.co.jp/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、2026年3月19日（木）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2026年3月6日（金）から2026年3月12日（木）までを予定しておりますが、実際の売出価格等の決定期間は2026年3月9日（月）から2026年3月12日（木）までを予定しております。

したがって、

① 売出価格等決定日が2026年3月9日（月）の場合、申込期間は「自 2026年3月10日（火） 至 2026年3月11日（水）」、受渡期日は「2026年3月16日（月）」

② 売出価格等決定日が2026年3月10日（火）の場合、申込期間は「自 2026年3月11日（水） 至 2026年3月12日（木）」、受渡期日は「2026年3月17日（火）」

③ 売出価格等決定日が2026年3月11日（水）の場合、申込期間は「自 2026年3月12日（木） 至 2026年3月13日（金）」、受渡期日は「2026年3月18日（水）」

④ 売出価格等決定日が2026年3月12日（木）の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	1,279,000株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	150,400株
みずほ証券株式会社	75,200株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	225,600株	796,999,680	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、225,600株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.gltechno.co.jp/news/>）（新聞等）において公表します。売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2026年2月13日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2026年 3月13日(金) 至 2026年 3月16日(月) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券株式会社 及びその委託販売 先金融商品取引業 者の本店及び国内 各支店	—	—

(注) 1 株式の受渡期日は、2026年3月19日（木）であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、225,600株を上限として大和証券株式会社が大和証券株式会社より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュアオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年3月26日（木）までの間を行使期間（以下、「グリーンシュアオプションの行使期間」という。（注））として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2026年3月26日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュアオプションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュアオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注） グリーンシュアオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2026年3月9日（月）の場合、グリーンシュアオプションの行使期間は「2026年3月16日（月）から2026年3月26日（木）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2026年3月12日（木）から2026年3月26日（木）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2026年3月10日（火）の場合、グリーンシュアオプションの行使期間は「2026年3月17日（火）から2026年3月26日（木）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2026年3月13日（金）から2026年3月26日（木）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2026年3月11日（水）の場合、グリーンシュアオプションの行使期間は「2026年3月18日（水）から2026年3月26日（木）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2026年3月14日（土）から2026年3月26日（木）までの間」
- ④ 売出価格等決定日が2026年3月12日（木）の場合、グリーンシュアオプションの行使期間は「2026年3月19日（木）から2026年3月26日（木）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2026年3月17日（火）から2026年3月26日（木）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

当社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の交付（譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないものであり、かつ、ロックアップ期間中に交付される当該当社普通株式の総数が、当該当社普通株式の交付を行う前日の当社の発行済株式総数（潜在株式数を含む。）の1%を超えない場合に限り。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 自己株式の取得について

当社は、2026年2月27日（金）開催の取締役会において、株主還元強化と資本効率の向上を図るとともに、引受人の買取引受けによる売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、株式会社東京証券取引所における市場買付けにより、取得株式の総数380,000株、取得価額の総額10億円をそれぞれ上限とし、売出価格等決定日（2026年3月9日（月）から2026年3月12日（木）までの間のいずれかの日）に応じて定まる受渡期日の翌営業日（売出価格等決定日の6営業日後の日）から2027年2月26日（金）までの期間（注）を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決定しております。なお、市場動向等により、市場買付けの一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

（注） 自己株式の取得期間は、

- ① 売出価格等決定日が2026年3月9日（月）の場合、「2026年3月17日（火）から2027年2月26日（金）まで」
 - ② 売出価格等決定日が2026年3月10日（火）の場合、「2026年3月18日（水）から2027年2月26日（金）まで」
 - ③ 売出価格等決定日が2026年3月11日（水）の場合、「2026年3月19日（木）から2027年2月26日（金）まで」
 - ④ 売出価格等決定日が2026年3月12日（木）の場合、「2026年3月23日（月）から2027年2月26日（金）まで」
- となります。

4 目論見書の電子交付について

引受人は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、電磁的方法により目論見書に記載された事項を提供する方法（以下、「目論見書の電子交付」という。）によって行います（注）。

（注） 目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、電磁的方法により目論見書に記載された事項を提供した場合には、目論見書を交付したものとみなされます。投資家は、目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、又は、目論見書の書面による交付を請求されたときには、当該投資家に対して目論見書の電子交付を行うことはできません。また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、引受人は当該同意が得られ、かつ、目論見書の書面による交付を請求していない投資家に対してのみ株式を販売します。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第1期（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）2025年6月23日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第2期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、2026年2月27日現在までの間において生じた変更その他事由はありません。以下の内容は、「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）経営方針 ②目標とする経営指標」における中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）の経営目標及び当該箇所において参照されている当社ウェブサイトにて開示しております「ジーエルテクノホールディングス株式会社の中期経営計画の策定に関するお知らせ」に記載された2026年3月期の目標数値については、2026年2月27日現在における業績予想数値とは異なっております。当該事項を除き、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、2026年2月27日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等及び「ジーエルテクノホールディングス株式会社の中期経営計画の策定に関するお知らせ」に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 経済動向及び製品市況によるリスク

当社グループ製品の主要な市場がある経済環境の動向は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。当社グループは事業の多角化などにより、リスクヘッジをしておりますが、いずれも最先端の技術を要しますので、技術の急激な変化により製品の需要が減少した場合、又は価格競争が激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の販売先への依存度が高いことによるリスク

半導体事業については、その主な販売先は半導体製造装置メーカー、デバイスメーカー、理化学機器メーカーであります。そのうち米国 Applied Materials, Inc. に対する依存度が高くなっており、同社の経営状態や、需要動向の著しい変化により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。特定の販売先への依存度が過度に高まらないように、当社グループ独自の製品開発を進め、市場における競争力を高めていくとともに、これまで以上に販路拡大に注力すること等を通じて、販売先の拡大に繋げてまいります。

(3) 特定の仕入先への依存度が高いことによるリスク

半導体事業については、その主要な原材料は石英インゴットであります。その主な仕入先は米国 Momentive Performance Materials Quartz, Inc. であり、同社からの供給の逼迫や遅延、又は著しい価格上昇等が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。特定の仕入先への依存度が過度に高まらないように、既存の材料メーカーとのコンタクトをこれまで以上に緊密に行うとともに、新規の材料メーカーの発掘にも注力すること等を通じて、仕入先の拡大に繋げてまいります。

(4) 新製品の開発に関わるリスク

当社グループの事業はいずれも技術的な進歩が急速であるため、常に技術革新に対応できる研究・開発に努め、得意先に密着しスピードと柔軟性をもって活動を行っております。しかしながら、事業を展開する市場において、業界と市場の変化に的確に対応できなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製造物責任に関わるリスク

当社グループは品質不良によるリスクを最小限に抑えるべく、品質管理体制の強化に努めておりますが、将来において品質問題が発生しないという保証はありません。品質管理には万全を期しておりますが、予期せぬ事情により不具合が発生した場合、当社グループへの信頼が損なわれ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要市場の政治及び経済状況が業績に与える影響について

当社グループが事業活動を行う主要な市場である日本、アジア、北米、ヨーロッパの国及び地域の政治・経済の動向が、当社グループの取扱製品の需給バランスに変動をもたらす可能性があります。政治・経済の動向により、取扱製品

の需給バランスに変化が生じた場合には、販売価格や仕入価格を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 資材調達に関わるリスク

当社グループは、生産活動にあたり、資材、部品その他サービス等を適宜に調達しておりますが、急激な環境の変化等により供給が逼迫し、原材料価格が高騰したり、一時的に確保が困難となる可能性があります。

また、自動認識事業の主力製品であるデバイス部門のリーダーライタは、その核となる重要な部品として IC(集積回路)、カスタム IC を使用しておりますが、国内半導体業界の需要動向により入荷状況が大きく変動する可能性があります。このため、当社グループとしては余裕を持った在庫を保有しながら、生産活動をしておりますが、在庫確保が困難な状態となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報システム・情報セキュリティ

当社グループは、事業活動における顧客情報や個人情報などの多くの機密情報を保有しております。情報システム運営上の安全性確保やセキュリティ対策、社員教育や IT 投資を継続的に実施しておりますが、想定を超えるサイバー攻撃や予期せぬ不正利用などにより、重要情報や個人情報等の漏洩、また、事業活動停止などの被害が発生した場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害や事故等によるリスク

地震等の自然災害、火災・停電等の事故災害、感染症の拡大等に起因して電力供給等の社会的インフラの整備状況に問題が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。災害や感染症等による影響を最小限に抑える対策として、設備の定期点検や防災訓練を実施し、被災時の速やかな事業の復旧が行えるように備えております。感染症への対応については、各拠点と連携し、社員の感染予防対策の実施及び感染状況に関する情報収集と対策実施を行っております。

(10) 人材に関わるリスク

当社グループの事業成長には有能な人材の確保と育成が不可欠であります。当社グループでは、新卒採用・中途採用を積極的に行うことにより有能な人材の確保に努めるとともに、階層別研修等により社員の能力向上に努めています。しかし、有能な人材の確保・育成ができない場合や、人材流出を防止出来ない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法令・規制に関わるリスク

当社グループは国内外の各種法令、行政による許認可及び規制の適用を受けており、その遵守に努めています。しかしながら、法令・規制に対する理解不足、または予期せぬ変更への対応が適切でない場合等には、コンプライアンス違反と判断され、過料、課徴金等による損失や営業停止等の行政処分、または信用の低下などにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ジーエルテクノホールディングス株式会社 本店
(東京都新宿区西新宿六丁目22番地1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	ジーエルテクノホールディングス株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 長 見 善 博

- 1 当社は2025年6月23日に第1期の有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は2024年10月1日に共同株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、株式移転完全子会社であるジーエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社は、当該株式移転の日の前日（2024年9月30日）において、以下のとおり、金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（適格株式移転完全子会社）であります。
 - (1) ジーエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社は、それぞれ1年間継続して有価証券報告書を提出しておりました。
 - (2) ジーエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社の発行する株券は、当該株式移転の日前（2024年9月26日）まで東京証券取引所に上場されておりました。
 - (3) ジーエルサイエンス株式会社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上でありました。

27,098百万円

(参考)

(2022年9月30日の上場時価総額)			
東京証券取引所における 最終価格		発行済株式総数	
2,205円	×	11,190,000株	= 24,673百万円
(2023年9月29日の上場時価総額)			
東京証券取引所における 最終価格		発行済株式総数	
2,301円	×	11,190,000株	= 25,748百万円
(2024年9月26日の上場時価総額)			
東京証券取引所における 最終価格		発行済株式総数	
2,759円	×	11,190,000株	= 30,873百万円

(注1) 2023年9月30日は取引休業日であるため、その直前取引日である2023年9月29日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

(注2) ジーエルサイエンス株式会社は2024年9月27日をもって上場廃止となったため、その直前取引日である2024年9月26日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

(4) テクノクオーツ株式会社の発行済株券は、3年間の金融商品市場における売買金額の合計を3で除して得た額が100億円以上であり、かつ、3年平均上場時価総額が100億円以上でありました。

- ① 売買金額の合計を3で除して得た額 10,094百万円
- ② 3年平均上場時価総額 19,617百万円

(参考)

(2022年9月30日の上場時価総額)
東京証券取引所における
最終価格 5,490円 × 発行済株式総数 3,900,000株 = 21,411百万円

(2023年9月29日の上場時価総額)
東京証券取引所における
最終価格 4,000円 × 発行済株式総数 3,900,000株 = 15,600百万円

(2024年9月26日の上場時価総額)
東京証券取引所における
最終価格 5,600円 × 発行済株式総数 3,900,000株 = 21,840百万円

(注1) テクノクオーツ株式会社は2022年10月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。そこで、2022年9月30日の上場時価総額については、株式分割による調整後の東京証券取引所における最終価格及び株式分割後の発行済株式総数に基づいて計算しております。

(注2) 2023年9月30日は取引休業日であるため、その直前取引日である2023年9月29日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

(注3) テクノクオーツ株式会社は2024年9月27日をもって上場廃止となったため、その直前取引日である2024年9月26日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

以上のことから、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の3第3項及び第9条の4第4項、企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）5-27（継続開示の特例）及び5-28（適格完全子会社の特例）により、適格株式移転完全子会社であるジーエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社が継続して有価証券報告書を提出していたことを準用し、継続開示の特例を適用しております。

3 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。（新規上場日 2024年10月1日）

4 当社の発行済株券は、基準時上場時価総額が250億円以上であります。

41,248百万円

(参考)

(2025年10月31日の上場時価総額)
東京証券取引所における
最終価格 3,015円 × 発行済株式総数 13,681,230株 = 41,248百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要（2025年12月31日現在）

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当社及び子会社 14 社並びに関連会社 2 社で構成され、分析機器関連製品、半導体関連製品、非接触 IC カード関連製品の製造・販売及び同種商品の仕入・販売を主な事業とし、さらに各事業に関連する研究・開発及び技術サービス等の事業活動を展開しております。

当社グループの当該事業における位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

また、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

（分析機器事業）

ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売を行っております。

クロマトグラフの装置・消耗品等の製造・仕入・販売は、ジーエルサイエンス株式会社、株式会社フロム及び GL Sciences B.V. (オランダ) が担当し、仕入・販売は、技尔（上海）商貿有限公司(中国上海市)、技尔（上海）実験器材有限公司(中国上海市)、GL Sciences, Inc. (米国カリフォルニア州) が担当し、一部の製品資材の調達を JANUS SCIENTIFIC, INC. (米国カリフォルニア州) が担当し、製造の一部を株式会社グロースが担当しております。

ジーエルサイエンス株式会社は、当社が発行済株式総数の 100% を所有する完全子会社であり、クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・仕入・販売を行っております。同社の子会社株式会社フロムは、理化学機器及び省力機器の開発・製造販売を行っております。同じく子会社技尔（上海）商貿有限公司は、主に中国における同社製品の販売を行っております。同じく子会社 GL Sciences B.V. は、前処理装置の製造と主にヨーロッパにおける同社製品の販売を行っております。同じく子会社 GL Sciences, Inc. は、主に米国における同社製品の販売を行っております。同じく子会社株式会社グロースは、原価低減を図る目的で、同社製造業務の一部をアウトソーシングしております。技尔（上海）商貿有限公司の子会社技尔（上海）実験器材有限公司は、主に中国における同社製品の販売を行っております。GL Sciences, Inc. の子会社 JANUS SCIENTIFIC, INC. は、同社に対して製品資材の販売を行っております。

株式会社フロム、GL Sciences B.V.、GL Sciences, Inc. 及び株式会社グロースはジーエルサイエンス株式会社が発行済株式総数の 100% を所有する完全子会社であります。

技尔（上海）商貿有限公司は、ジーエルサイエンス株式会社が 100% 出資した完全子会社であります。

技尔（上海）実験器材有限公司は、技尔（上海）商貿有限公司が 100% 出資した完全子会社であります。

JANUS SCIENTIFIC, INC. は、GL Sciences, Inc. が発行済株式総数の 100% を所有する完全子会社であります。

株式会社京都モノテックは、主に分析関連製品の開発を行っており、ジーエルサイエンス株式会社が発行済株式総数の 39.4% を所有している関連会社であります。

株式会社 AGI グラスアカデミーは、主に理化学用ガラス器具類の製造・販売を行っており、当社グループが発行済株式総数の 15.3% を所有している関連会社であります。

（注）技尔（上海）商貿有限公司及び技尔（上海）実験器材有限公司の社名は中国語簡体字を含んでいるため、JIS 第二水準漢字で代用しております。

（半導体事業）

半導体用石英治具及び材料、光学研磨、分光光度計用石英セル等の製造・販売を行っております。

テクノオーツ株式会社は、当社が発行済株式総数の 100% を所有する完全子会社であり、半導体用石英治具及び材料等の製造・仕入・販売を担当しております。同社の子会社杭州泰谷諾石英有限公司(中国浙江省)は、製造と販売を担当しており、同じく子会社 GL TECHNO America, Inc. (米国カリフォルニア州) は、販売を主に担当しており、同じく子会社アイシンテック株式会社(福島県喜多方市)は、原材料の加工を行っており、同じく子会社 TECHNO QUARTZ VIETNAM CO., LTD. (ベトナムニンビン省)は、製造・仕入・販売を予定しております。

杭州泰谷諾石英有限公司、GL TECHNO America, Inc. 及び TECHNO QUARTZ VIETNAM CO., LTD. は、テクノオーツ株式会社が 100% 出資した完全子会社であります。

アイシンテック株式会社は、テクノオーツ株式会社が発行済株式総数の 100% を所有する完全子会社であります。

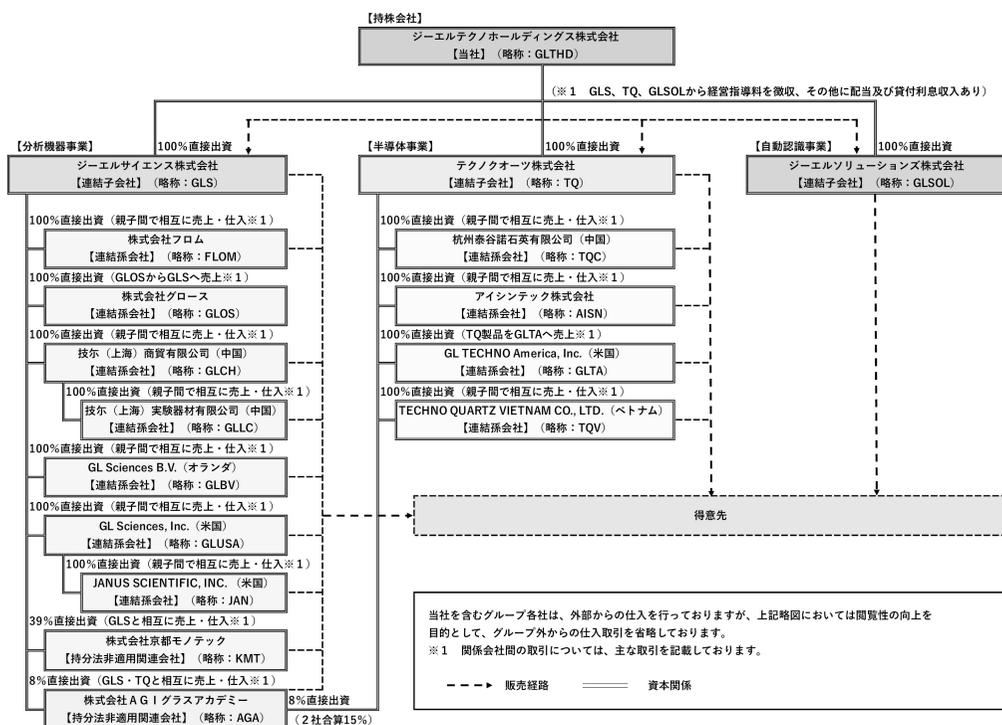
（自動認識事業）

非接触 IC カードを使用した周辺機器の開発・製造・販売を行っております。

入退室管理システム、他社機器への組込み型デバイス及び試薬管理システムの開発・製造・販売は、子会社ジーエルソリューションズ株式会社が担当しております。

ジーエルソリューションズ株式会社は、当社が発行済株式総数の 100% を所有する完全子会社であります。

以上について図示すると、次のとおりであります。



（注） 技尔（上海）商貿有限公司及び技尔（上海）実験器材有限公司の社名は中国語簡体字を含んでいるため、JIS第二水準漢字で代用しております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	2025年3月
売上高 (千円)	43,261,049
経常利益 (千円)	6,626,300
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	4,064,741
包括利益 (千円)	5,096,824
純資産額 (千円)	44,406,948
総資産額 (千円)	58,375,184
1株当たり純資産額 (円)	3,405.29
1株当たり当期純利益 (円)	348.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	76.1
自己資本利益率 (%)	10.4
株価収益率 (倍)	8.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,438,372
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,312,230
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,548,417
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	7,391,363
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用者数〕	1,192 〔107〕

(注) 1 当社は2024年10月1日設立のため、2024年3月期以前に係る記載はしていません。

2 当社は2024年10月1日に共同株式移転の方法によりジーエルサイエンス株式会社及びテクノオーツ株式会社の共同持株会社として設立されました。共同株式移転完全親会社である当社は、旧親会社で株式移転完全子会社となったジーエルサイエンス株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しています。

3 2025年3月期の1株当たり当期純利益は、当社が2024年10月1日に共同株式移転の方法により設立された会社であるため、会社設立前の2024年4月1日から2024年9月30日までの期間については、ジーエルサイエンス株式会社の期中平均株式数に株式移転比率を乗じた数値を用いて計算しております。

4 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を2025年3月期の期首から適用しており、2025年3月期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

6 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	2025年3月
営業収益 (千円)	230,446
経常利益 (千円)	11,429
当期純利益 (千円)	7,682
資本金 (千円)	300,000
発行済株式総数 (株)	13,681,230
純資産額 (千円)	36,622,104
総資産額 (千円)	38,529,703
1株当たり純資産額 (円)	2,808.32
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	107.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	0.59
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	95.0
自己資本利益率 (%)	0.0
株価収益率 (倍)	4,931.4
配当性向 (%)	18,163.8
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	31 [-]
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	- (-)
最高株価 (円)	3,200
最低株価 (円)	2,510

- (注) 1 当社は、2024年10月1日設立のため、2024年3月期に係る記載はしておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第1期の株主総利回り及び比較指標は、2024年10月1日設立のため記載しておりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 5 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を2025年3月期の期首から適用しており、2025年3月期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

株式移転に関する情報

会社名	ジーエルテクノホールディングス株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 長 見 善 博

- 1 株式移転の日の前日（2024年9月30日）における当社の株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金、事業の内容及び株主数は以下のとおりです。

なお、当社の株式移転完全子会社はいずれも適格株式移転完全子会社であります。

名称	ジーエルサイエンス株式会社	テクノクオーツ株式会社
住所	東京都新宿区西新宿 六丁目22番1号	東京都中野区本町 一丁目32番2号
代表者の氏名	取締役社長 長見 善博	取締役社長 園田 育伸
資本金	1,207百万円	829百万円
事業の内容	分析機器関連製品、半導体関連製品、非接触ICカード関連製品の製造・販売及び同種商品の仕入・販売	半導体用石英製品等の製造・仕入・販売
株主数	3,608人	1,732人

2 当該株式移転の目的

ジーエルサイエンス株式会社（以下、「ジーエルサイエンス」といいます。）は、1968年、ガスクロマトグラフ用のカラム充填剤及び消耗部品の製造・販売を目的として設立され、現在は、主にガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売をしております。クロマトグラフをはじめとする分析機器は、食品・飲料、製薬、化粧品、環境（水質・大気・土壌）、金属・鉱工業、石油化学、エネルギー、自動車、公的研究機関等、幅広い分野で使用され、今後も安定的な需要が見込まれるものの、将来的には競争が激化していくことも想定されることから、足元では成長が期待できる海外市場の取り込み、タイムリーな製品供給を可能とする開発力の強化、持続的な成長のための戦略的な投資等を課題として取り組んでおります。

テクノクオーツ株式会社（以下、「テクノクオーツ」といいます。）は、ジーエルサイエンスの子会社として理化学機器用製品の製造及び販売を目的に1976年に設立され、その後、1978年に現在の主力事業である半導体製造装置用石英ガラス製品分野に進出しました。テクノクオーツが所属する半導体業界は、シリコンサイクルと呼ばれる特有の景気循環が存在する業界である一方、スマートフォンの世界的な普及、AIの爆発的な進化等を背景としたデジタル化の進展等により、継続的に市場は拡大してきたと認識しております。半導体市場は現在も調整局面の状態が継続しておりますが、2024年後半には市場の回復が期待されており、今後も5G通信やIoT、AI/ディープラーニング、自動運転の本格化等でデータ量の更なる増加が見込まれ、中長期的に半導体需要拡大のトレンドは継続していくものと予想されます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化が進む一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高騰等により、引続き先行き不透明な状況にあり、両社の事業環境も大きく変化しております。そのような中、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめること」を共通の基本理念として活動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすためには、従来以上にグループ一体となった強固な経営基盤を構築し、両社各々の強みを融合することが必要であるとの認識で一致したことから、本経営統合を実施することとし、本経営統合契約書を締結することに至りました。

多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立しているテクノクオーツを中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現することができると考えております。

① グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉

両社を取り巻く環境は刻一刻と変化している中、今後の持続的な企業価値向上を実現していくにあたっては、グループ全体における経営資源配分の最適化が重要と考えております。従前から両社が独立した立場でそれぞれ意思決定しており、また、上記のとおり安定的な事業基盤を持つジーエルサイエンスと、シリコンサイクルによる景気循環の影響を受けるテクノオウツを有するという構造から、グループ全体としての成長に向けた投資、最適な資源配分に関して改善の余地があったと認識しております。本経営統合により、両社の事業上の特徴を踏まえたグループ全体の成長を実現する経営資源配分が可能となり、成長分野に対して積極的な投資が可能になると考えております。

具体的には、共同持株会社に投資に関する機能を集約することで、グループ全体に分散しているノウハウの一元的な管理・蓄積、グループ全体を俯瞰した上での戦略立案とそれに基づく投資の実行、並びに専門的な知見を有する人材の効率的な育成等が実現可能になると考えております。従来からのオーガニック成長に加え、M&Aによるインオーガニック成長も追求してまいります。

また、特にテクノオウツにおきましては半導体需要の拡大とともに急成長してきたことに伴い、人材面の強化が課題となっておりましたが、本経営統合によりグループ全体の戦略を見据えた人員配置が可能となることから、事業オペレーション・管理の両面における人材の補強が実現できるため、更なる成長を後押しすることにつながると考えております。

なお、中長期的には経営資源配分の最適化のみならず、両社間で関連する技術を活かした共同開発、同一顧客や新規顧客に対するアプローチによる販売拡大、両社の事業拠点を相互活用することによる営業機能の強化等の事業上のシナジーにも寄与することを期待しております。

② 管理機能の集約等による経営効率の向上

本経営統合を通じて、両社が共同持株会社の傘下に並列で位置付けられることで、これまで実現し得なかった人事交流、多様な人材登用やキャリア形成の機会の提供、経営理念の更なる浸透が図られ、グループ全体として適材適所の人員配置が可能になるとともに、両社に共通する機能を共同持株会社に集約することで、業務の効率化と品質向上を実現できると考えております。

具体的には、全社戦略や資源配分等を管轄する戦略系業務、総務、経理、財務、IR等を管轄する管理系業務、採用、教育、育成等を担う人事系業務、ITの調査、DX推進、将来システム計画の策定等を担うIT系業務等の集約を検討しております。また、これらの業務を効率化・高度化していくことで、コーポレート機能やグループガバナンスの強化に貢献するのみならず、中長期的には、管理業務からの解放による事業部門の専門性及び生産性の向上、営業推進や新製品開発の強化といった活動を通じて、両社のトップラインシナジーにも寄与することを期待しております。

③ 各利害関係者に対する提供価値の最大化と意思決定の迅速化

グループ戦略機能を持つ持株会社のもと、両社がシナジーを発揮し、グループ全体の成長のために邁進することで、株主、取引先、従業員をはじめとする利害関係者に対して提供価値の最大化を図ってまいります。

なお、構造的に利益相反の問題が生じ得る親子上場問題に関しては、コーポレート・ガバナンス上の課題としてこれまでも議論してまいりましたが、両社の経営資源の相互活用については、ジーエルサイエンスとテクノオウツ少数株主との利益相反の懸念、テクノオウツとしての独立性の確保の観点から、迅速かつ円滑にその推進を行うことに今後一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しております。本経営統合を通じて、共同持株会社にグループ全体の経営戦略の策定機能を持たせることで、経営戦略の策定と事業の執行を分離することとあわせて、ジーエルサイエンス及びテクノオウツに事業に関する意思決定権限を委譲するとともにグループとしての利害関係を一致させることで、迅速な意思決定とグループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を追求できる体制を構築していくことが可能であるとと考えております。

3 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議内容

2024年6月25日に開催されたジーエルサイエンス株式会社の定時株主総会における当該株式移転に係る決議の内容（株式移転の内容を含む）は別添1のとおりです。

2024年6月21日に開催されたテクノオウツ株式会社の定時株主総会における当該株式移転に係る決議の内容（株式移転の内容を含む）は別添2のとおりです。

なお、株式移転計画書(写)は、それぞれの決議に共通しておりますので、別添3に取りまとめております。

また、ジーエルサイエンス株式会社及びテクノオウツ株式会社の定時株主総会における当該株式移転に係る決議の内容には将来に関する事項が記載されておりますが、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

別添1 (ジーエルサイエンス株式会社 株主総会決議)

当社とテクノオーツ株式会社(以下、「テクノオーツ」といいます。))は、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。))の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。))について、2024年10月1日(以下、「効力発生日」といいます。))をもって、両社の完全親会社となる「ジーエルテクノホールディングス株式会社」(以下、「共同持株会社」といいます。))を設立することを合意し、2024年5月10日開催の各社取締役会における決議に基づき、同日付で、経営統合契約書(以下、「本経営統合契約書」といいます。))を締結し、共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。))を作成いたしました。

つきましては、本株式移転計画のご承認をお願いいたしたく存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う理由

(1) 本株式移転の背景

当社は、1968年、ガスクロマトグラフ用のカラム充填剤及び消耗部品の製造・販売を目的として設立され、現在は、主にガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売をしております。クロマトグラフをはじめとする分析機器は、食品・飲料、製薬、化粧品、環境(水質・大気・土壌)、金属・鋳工業、石油化学、エネルギー、自動車、公的研究機関等、幅広い分野で使用され、今後も安定的な需要が見込まれるものの、将来的には競争が激化していくことも想定されることから、足元では成長が期待できる海外市場の取り込み、タイムリーな製品供給を可能とする開発力の強化、持続的な成長のための戦略的な投資等を課題として取り組んでおります。

テクノオーツは、当社の子会社として理化学機器用製品の製造及び販売を目的に1976年に設立され、その後、1978年に現在の主力事業である半導体製造装置用石英ガラス製品分野に進出しました。テクノオーツが所属する半導体業界は、シリコンサイクルと呼ばれる特有の景気循環が存在する業界である一方、スマートフォンの世界的な普及、AIの爆発的な進化等を背景としたデジタル化の進展等により、継続的に市場は拡大してきたと認識しております。半導体市場は現在も調整局面の状態が継続しておりますが、2024年後半には市場の回復が期待されており、今後も5G通信やIoT、AI/ディープラーニング、自動運転の本格化等でデータ量の更なる増加が見込まれ、中長期的に半導体需要拡大のトレンドは継続していくものと予想されます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化が進む一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高騰等により、引続き先行き不透明な状況にあり、両社の事業環境も大きく変化しております。そのような中、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持・発展をならしめること」を共通の基本理念として活動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすためには、従来以上にグループ一体となった強固な経営基盤を構築し、両社各々の強みを融合することが必要であるとの認識で一致したことから、本経営統合を実施することとし、本経営統合契約書を締結することに至りました。

(2) 本株式移転の目的

多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有する当社と、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立しているテクノオーツを中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現することができると考えております。

① グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉

両社を取り巻く環境は刻一刻と変化している中、今後の持続的な企業価値向上を実現していくにあたっては、グループ全体における経営資源配分の最適化が重要と考えております。従前から両社が独立した立場でそれぞれ意思決定をしており、また、上記のとおり安定的な事業基盤を持つ当社と、シリコンサイクルによる景気循環の影響を受けるテクノオーツを有するという構造から、グループ全体としての成長に向けた投資、最適な資源配分に関して改善の余地があったと認識しております。本経営統合により、両社の事業上の特徴を踏まえたグループ全体の成長を実現する経営資源配分が可能となり、成長分野に対して積極的な投資が可能になると考えております。

具体的には、共同持株会社に投資に関する機能を集約することで、グループ全体に分散しているノウハウの一元的な管理・蓄積、グループ全体を俯瞰した上での戦略立案とそれに基づく投資の実行、並びに専門的な知見を有する人材の効率的な育成等が実現可能になると考えております。従来からのオーガニック成長に加え、M&Aによるインオーガニック成長も追求してまいります。

また、特にテクノオーツにおきましては半導体需要の拡大とともに急成長してきたことに伴い、人材面の強化が課題となっておりますが、本経営統合によりグループ全体の戦略を見据えた人員配置が可能となることか

ら、事業オペレーション・管理の両面における人材の補強が実現できるため、更なる成長を後押しすることにつながると考えております。

なお、中長期的には経営資源配分の最適化のみならず、両社間で関連する技術を活かした共同開発、同一顧客や新規顧客に対するアプローチによる販売拡大、両社の事業拠点を相互活用することによる営業機能の強化等の事業上のシナジーへも寄与することを期待しております。

② 管理機能の集約等による経営効率の向上

本経営統合を通じて、両社が共同持株会社の傘下に並列で位置付けられることで、これまで実現し得なかった人事交流、多様な人材登用やキャリア形成の機会の提供、経営理念の更なる浸透が図られ、グループ全体として適材適所の人員配置が可能になるとともに、両社に共通する機能を共同持株会社に集約することで、業務の効率化と品質向上を実現できると考えております。

具体的には、全社戦略や資源配分等を管轄する戦略系業務、総務、経理、財務、IR等を管轄する管理系業務、採用、教育、育成等を担う人事系業務、ITの調査、DX推進、将来システム計画の策定等を担うIT系業務等の集約を検討しております。また、これらの業務を効率化・高度化していくことで、コーポレート機能やグループガバナンスの強化に貢献するのみならず、中長期的には、管理業務からの解放による事業部門の専門性及び生産性の向上、営業推進や新製品開発の強化といった活動を通じて、両社のトップラインシナジーへも寄与することを期待しております。

③ 各利害関係者に対する提供価値の最大化と意思決定の迅速化

グループ戦略機能を持つ持株会社のもと、両社がシナジーを発揮し、グループ全体の成長のために邁進することで、株主、取引先、従業員をはじめとする利害関係者に対して提供価値の最大化を図ってまいります。

なお、構造的に利益相反の問題が生じ得る親子上場問題に関しては、コーポレート・ガバナンス上の課題としてこれまでも議論してまいりましたが、両社の経営資源の相互活用については、当社とテクノクオーツ少数株主との利益相反の懸念、テクノクオーツとしての独立性の確保の観点から、迅速かつ円滑にその推進を行うことに今後一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しております。本経営統合を通じて、共同持株会社にグループ全体の経営戦略の策定機能を持たせることで、経営戦略の策定と事業の執行を分離することとあわせて、当社及びテクノクオーツに事業に関する意思決定権限を委譲するとともにグループとしての利害関係を一致させることで、迅速な意思決定とグループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を追求できる体制を構築していくことが可能であると考えております。

これらの施策・効果を実現させることでグループ戦略の機能を強化することにより、2027年3月期に連結売上高500億円を目指してまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は、別添3に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

- (1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当て比率(以下、「株式移転比率」といいます。)を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	当社	テクノクオーツ
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、テクノクオーツの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 18,379,715株

上記は、当社の発行済株式総数11,190,000株(2024年3月31日時点)、テクノクオーツの発行済株式総数3,900,000株(2024年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、当社及びテクノクオーツは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得

する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社及びテクノクオーツが2024年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（当社：930,260株、テクノクオーツ：33,345株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注3) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて
共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、テクノクオーツは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2024年2月8日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。

両社は、各社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(1)①記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2月9日に開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、基本合意書において合意いたしました。

また、両社は、上記株式移転比率の算定の基礎について、基本合意書の締結後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更がないことを確認し、5月10日付の本経営統合契約書及び本株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

イ. 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに当社及びテクノクオーツとの関係

当社の算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びテクノクオーツの算定機関である大和証券は、いずれも当社及びテクノクオーツの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及びテクノクオーツについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2024年2月8日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、当社及びテクノクオーツの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、当社及びテクノクオーツに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、テクノクオーツの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.90～2.08
類似企業比較分析	1.62～2.43
DCF分析	1.55～2.90

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、当社の取締役会の参考に資するためだけに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、当社又はテクノクオーツの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくはテクノクオーツによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、当社及びテクノクオーツの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社及びテクノクオーツの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社、テクノクオーツ及びそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社又はテクノクオーツの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

他方、大和証券は、当社及びテクノクオーツが金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2024年2月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式を1株割当てる場合に、テクノクオーツの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.90～2.08
DCF法	1.72～2.41

③ 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

当社及びテクノクオーツは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2024年10月1日を予定しております。また、当社及びテクノクオーツは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

当社は、テクノクオーツの支配株主であり、また、テクノクオーツは当社の子会社であるため、本株式移転はテクノクオーツにとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②ア.に記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、テクノクオーツは大和証券をそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、当社はTMI総合法律事務所を、テクノクオーツはシティニューワ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所及びシティニューワ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

当社は、テクノクオーツの支配株主であり、また、テクノクオーツは当社の子会社であるため、本株式移転はテクノクオーツにとって支配株主との重要な取引等に該当することから、利益相反を回避するために、以下の各措置を講じております。

ア. テクノクオーツにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

テクノクオーツの取締役会は、2023年11月21日、本経営統合に係るテクノクオーツの意思決定に慎重を期し、①テクノクオーツの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、②テクノクオーツの取締役会による本経営統合を行う旨の決定がテクノクオーツの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社及びテクノクオーツと利害関係を有さず、テクノクオーツの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている石川和弥氏、谷口茂樹氏及び森田岳人氏の3名から構成される特別委員会（以下「テクノクオーツ特別委員会」といいます。）を設置しました。テクノクオーツ特別委員会の委員は、設置当初から変更していません。また、テクノクオーツ特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、石川和弥氏を選定しております。

テクノクオーツの取締役会は、テクノクオーツ特別委員会に対して、(a)本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合がテクノクオーツの企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b)本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、(c)本経営統合において、公正な手続を通じたテクノクオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から(c)を踏まえて、本経営統合は、テクノクオーツの少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（以下(a)から(d)を総称して「テクノクオーツ諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、テクノクオーツの取締役会は、テクノクオーツ取締役会における本経営統合に関する意思決定にあたっては、テクノクオーツ特別委員会の意見を最大限尊重して行うものと決議しました。具体的には、テクノクオーツ特別委員会が本経営統合をテクノクオーツの少数株主にとって不利益なものと判断した場合には、テクノクオーツ取締役会は本経営統合の推進・実施を決定しないものとするを併せて決議しております。

また、テクノクオーツ取締役会は、テクノクオーツ特別委員会に対し、(a)テクノクオーツ特別委員会が必要に応じて取引条件等について交渉（テクノクオーツ及びそのアドバイザーを通じた間接的な交渉を含みます。）を行う権限、(b)テクノクオーツ特別委員会がテクノクオーツの費用負担のもと、テクノクオーツ特別委員会のアドバイザーを選任する権限（テクノクオーツの取締役会がその選定を追認したテクノクオーツの法務アドバイザーとしてのシティニューワ法律事務所及びテクノクオーツのフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券を事後的に承認する権限を含みます。）、及び、(c)テクノクオーツ及び当社（それらの役職員を含みます。）より本経営統合の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。なお、テクノクオーツ特別委員会の委員の報酬については、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用されていません。

テクノクオーツ特別委員会は、2023年12月5日から2024年2月8日までに、合計10回、合計約9時間半にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、テクノクオーツ諮問事項に關し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず第1回の特別委員会において、テクノクオーツが選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券及び法務アドバイザーとしてのシティニューワ法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれをファイナンシャル・アドバイザー兼第三者評価機関及び法務アドバイザーとして承認した上で、テクノクオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

さらに、テクノクオーツ特別委員会は、本経営統合に係る検討に關与するテクノクオーツの取締役等につき、当社からの独立性が確保されており、利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、テクノクオーツ特別委員会は、(a)テクノクオーツから本経営統合の提案内容、本経営統合の目的・意義及び本経営統合によって見込まれるシナジー等並びにテクノクオーツの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b)当社から、本経営統合の目的・意義、本経営統合によるシナジー等、本経営統合のストラクチャー、本経営統合の時期の選定理由及び提案する統合比率についての基本的方針、並びに、本経営統合後のグループの経営方針についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c)テクノクオーツのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から株式移転比率の算定の結果及びその理由並びに本経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d)テクノクオーツの法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本経営統合の手続面における公正性を担保するための措置並びに本経営統合に係るテクノクオーツの取締役会意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに(e)提出された本経営統合に係る関連資料等により、本経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえてテクノクオーツ諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。

なお、テクノクオーツ特別委員会は、テクノクオーツから、本経営統合に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、テクノクオーツに意見する等して、本経営統合に係る交渉過程に關与しております。

テクノクオーツ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、テクノクオーツ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、テクノクオーツの取締役会に対し、2024年2月8日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

- (a) . 本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合がテクノクオーツの企業価値の向上に資するかを含む。）

テクノクオーツ特別委員会がテクノクオーツから受領した各資料の検討並びにテクノクオーツ及び当社からの聴取等の結果によれば、テクノクオーツの経営課題は、中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される経営環境の下、市場成長を捕捉するために、①不足している人財リソースを確保すること、②生産能力を更に向上させること、及び、

③現場・事業サイドを支える強固なコーポレート機能を確立することである。そして、本経営統合の目的は、短期的な調整局面がありつつも、今後も中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される中において、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有する当社と従来以上に一体となり、グループ全体として飛躍を遂げることで、今後更なる企業価値の向上を実現することにある。テクノクオーツ特別委員会としても、テクノクオーツが認識するテクノクオーツを取り巻く経営環境及びテクノクオーツの経営課題に特段の疑義はなく、上記の目的には合理性があるものと思料する。

また、テクノクオーツは、本経営統合により、(i)グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉、(ii)管理機能の集約等による経営効率の向上、(iii)各利害関係者に対する提供価値最大化と意思決定の迅速化という施策・効果を実現することができるため、本経営統合は、テクノクオーツを含む当社のグループ全体の企業価値の向上に資するものである。上記施策・効果等に関して、テクノクオーツ特別委員会がテクノクオーツ及び当社から受けた説明並びにテクノクオーツ特別委員会がテクノクオーツ及び当社に対して行った質問に対する回答の内容は合理的なものであると判断した。したがって、テクノクオーツ特別委員会は、上記各企業価値の向上のための施策・効果等に関する両社の想定、その内容は合理的なものであり、本経営統合により一定の企業価値の向上が見込まれるものと思料する。

加えて、テクノクオーツ及び当社は、①テクノクオーツ及び当社が上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主との間の利益

相反の懸念があるため、経営資源の相互活用に対して一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しており、②本経営統合によって組成される共同持株会社を通じて、親子上場を解消し、グループとしての利害関係を一致させることにより、迅速な意思決定とグループ全体での経営資源の一層の共有が可能になるほか、③両社の企業文化や風土を尊重し、それぞれの事業の枠組みを保持しながら各社の強みを伸ばし、シナジーを追求できる体制を構築していくためには本株式移転のスキームが最良の選択であると考えたとのことである。本株式移転においては、テクノクオーツの少数株主が、共同持株会社の株主として、本経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、上記の両社の考えに基づきシナジーの実現可能性を高めるために本経営統合を行うにあたり、その法的スキームとして本株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

さらに、本経営統合に伴いテクノクオーツ及びテクノクオーツの各利害関係者に生じるデメリットとして、テクノクオーツが上場会社でなくなることにより、①人材獲得の困難性、②信用力の毀損、③ガバナンス体制の脆弱化、④情報開示の制限などが考えられるところ、本経営統合後は共同持株会社が引続き上場会社としての機能を果たすことから、これらのデメリットは限定的と考えられる。

以上のとおり、本経営統合はテクノクオーツの企業価値の向上に資するものであり、そのストラクチャーの選定理由や想定し得るデメリットを踏まえても、本経営統合の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。

- (b) . 本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

テクノクオーツ特別委員会は、テクノクオーツのフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から株式移転比率算定書を取得した。当該算定書におけるテクノクオーツ株式の株式移転比率に照らすと、本経営統合に係る株式移転比率（1：2.10）は、市場株価法による算定結果の上限値比率を超え、また、株式移転比率の基礎となった株式価格についての市場株価からのプレミアムは、株式移転の手法による経営統合事例における直前日の終値、1ヶ月間の終値単純平均値、3ヶ月間の終値単純平均値、6ヶ月間の終値単純平均値からの各プレミアムと比較して、平均的な水準を上回っているといえる。加えて、本経営統合に係る株式移転比率は、DCF法による算定結果の中央値比率である2.06を上回る水準である。テクノクオーツ特別委員会が大和証券から受けた説明によると、大和証券の株式移転比率の算定手法である市場株価法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。また、DCF法においては、その算定内容も現在の実務に照らして妥当なものであり、その算定の基礎としたテクノクオーツ及び当社の事業計画についても、特に不合理な点がないことを確認した。

また、本経営統合に係る株式移転比率の交渉過程・移転比率決定プロセスにおいて、テクノクオーツ特別委員会は、大和証券から交渉の方針について財務的な見地から助言を受ける等して、当社との交渉方針について指示し、交渉過程について報告を受けたうえで、本経営統合に係る株式移転比率がテクノクオーツの少数株主の利益に配慮した妥当な比率となっているかについて検討した。

さらに、本経営統合の株式移転比率に不満のあるテクノクオーツの少数株主においては、会社法が定める反対株主買取請求の手続を通じて経済的な利益の確保を図る方法が用意されており、本経営統合の方法に不合理な点は認められない。

そして、テクノクオーツより共有を受け確認した本経営統合に関する基本合意書のドラフトを検討した結果、本株式移転に係るその他の取引条件について、テクノクオーツの少数株主に不利益となる事情は認められず、その他本経営統合に係る株式移転比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は認められなかった。

以上の点を総合的に考慮して、テクノクオーツ特別委員会では、本経営統合の条件（株式移転比率を含む。）の公正性及び妥当性は確保されていると判断するに至った。

- (c) . 本経営統合において、公正な手続を通じたテクノクオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか

テクノクオーツ特別委員会では、①テクノクオーツ取締役会が、当社及びテクノクオーツから独立したテクノクオーツ特別委員会を設置していること、②本経営統合の検討の過程において、テクノクオーツが、当社及びテクノクオーツのいずれからも独立した法務アドバイザーであるシティエヌワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から助言を受けていること並びに、テクノクオーツ特別委員会が、テクノクオーツの法務アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーを承認した上で、テクノクオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けていること、③当社及びテクノクオーツのいずれからも独立した第三者算定機関であ

る大和証券から株式移転比率算定書を取得していること、並びに、④本経営統合において強圧性の問題は特段生じず、マーケット・チェックが実施されていないこと及びマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことも不合理ではないことに照らし、本経営統合において、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至った。

- (d) . 上記 (a) . から (c) . を踏まえ、本経営統合はテクノオーツの少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記の検討の結果、上記 (a) . 記載のとおり、本経営統合はテクノオーツの企業価値の向上に資するものであり、本経営統合の目的は正当かつ合理的なものと考えられること、上記 (b) . 及び (c) . 記載のとおり、株式移転比率を含む本経営統合の条件の公正性及び妥当性は確保されており、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることに照らすと、テクノオーツ取締役会において、本経営統合の推進・実施を決定することは、テクノオーツの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

イ. テクノオーツにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）全員の承認

テクノオーツは、大和証券より取得した株式移転比率算定書、シティニューワ法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、答申書の内容を最大限に尊重しながら、本経営統合について慎重に検討しました。その結果、2024年2月9日開催のテクノオーツ取締役会において、審議及び決議に参加したテクノオーツの取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、基本合意書の締結に関する審議及び決議をいたしました。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社及びテクノオーツは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 資本金の額 | 300,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社とテクノオーツが協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. テクノオーツに関する事項

(1) 最終事業年度（2024年3月期）に係る計算書類等の内容

テクノオーツの2024年3月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき記載を省略しており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。

(2) 最終事業年度に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するテクノオート株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
1	ながみ よしひろ 長見善博 (1959年8月12日)	1982年4月 ジーエルサイエンス(株)入社 2006年4月 同社大阪支店営業2課長 2007年4月 同社営業本部付課長 2007年10月 海外外向 島津技述（上海）商貿有限公司副総経理 2012年7月 ジーエルサイエンス(株)執行役員海外担当 2012年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2013年4月 同社執行役員営業本部副本部長兼海外法人管理室長 2013年6月 同社取締役営業本部部長兼営業推進部長兼海外法人管理室長 2013年7月 同社取締役営業本部部長兼海外法人管理室長 2015年4月 同社取締役経営企画室長 ジーエルソリューションズ(株)取締役 2015年6月 ジーエルサイエンス(株)取締役社長兼内部監査室長兼経営企画室長 2015年7月 同社取締役社長兼内部監査室長 2018年4月 同社取締役社長 2018年10月 技尔（上海）商貿有限公司董事長（現任） 2019年6月 ジーエルサイエンス(株)取締役社長兼経営企画室長 2019年7月 同社取締役社長（現任） 2020年10月 (株)AGI グラスアカデミー取締役（現任） （重要な兼職の状況） ジーエルサイエンス(株)取締役社長 技尔（上海）商貿有限公司董事長 (株)AGI グラスアカデミー取締役	(1) 36,860株 (2) 一株 (3) 36,860株
<p>【取締役候補者とした理由】 ジーエルサイエンス(株)社長として、経営全般を統括し、且つ国内及び海外営業の経験により幅広い知識と見識を有しており、同社及び同社グループの発展に大きく貢献しております。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、その職務を適切に遂行できると判断したため、候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するテクノクオーツ株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
2	そのだいくのぶ 園田育伸 (1959年7月21日)	1982年4月 ジーエルサイエンス㈱入社 2012年4月 同社営業本部営業企画部長 2014年7月 同社執行役員営業企画部長 2015年7月 同社執行役員総合企画部長 2017年4月 同社執行役員経営企画室長 2018年6月 同社取締役経営企画室長兼テクノクオーツ㈱取締役 杭州泰谷諾石英有限公司董事 2019年6月 テクノクオーツ㈱取締役社長（現任） 杭州泰谷諾石英有限公司董事長（現任） GL TECHNO America, Inc. 取締役（現任） （重要な兼職の状況） テクノクオーツ㈱取締役社長 杭州泰谷諾石英有限公司董事	(1) 8,600株 (2) 3,892株 (3) 16,773株
【取締役候補者とした理由】 ジーエルサイエンス㈱における営業及び経営企画部門での豊富な経験により幅広い知識と見識を有し、2019年からテクノクオーツ㈱の社長として、経営全般を統括し、卓越したリーダーシップを発揮しております。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、その職務を適切に遂行できると判断したため、候補者いたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するテクノクオーツ株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
3	せりざわ おさむ 芹澤 修 (1960年5月25日)	1983年4月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2009年5月 同行神田駅前支社長 2011年9月 同行融資部臨店指導室長 2013年6月 生化学工業㈱常勤監査役 2014年6月 同社取締役経営管理部長 2017年4月 ジーエルサイエンス㈱管理本部付顧問 2018年6月 同社取締役管理本部長（現任） 2018年10月 技尔（上海）商貿有限公司監事（現任） （重要な兼職の状況） ジーエルサイエンス㈱取締役管理本部長 技尔（上海）商貿有限公司監事	(1) 2,943株 (2) 一株 (3) 2,943株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金融機関他上場会社に在籍し、豊富な役職経験と金融面・管理面における幅広い知識・経験を有しており、ジーエルサイエンス㈱取締役として、同社及び同社グループの経営及び管理業務全般に関して大きく貢献しております。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、その職務を適切に遂行することができるかと判断したため、候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 所有する両社の株数は、2024年3月31日現在のものであり、両社の役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、割当てられる共同持株会の株数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びテクノクオーツ㈱の間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 共同持株会社は、各取締役候補者が就任した場合、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補する、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。

7. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項
共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するテクノオーツ株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
1	さいとう たかひろ 齋藤 隆広 (1963年12月25日)	1987年4月 ㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2005年5月 ㈱UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）シンガポール支店次長 2008年11月 ㈱三菱UFJ銀行渋谷支社法人第2部長 2011年2月 同行江坂支社長 2013年4月 同行青山支社長 2016年7月 同行退職 2016年9月 ㈱ソリューションデザイン代表取締役社長 2023年6月 同社退任 ジーエルサイエンス㈱取締役監査等委員（現任） 2024年2月 ㈱フロム監査役（現任） （重要な兼職の状況） ジーエルサイエンス㈱取締役監査等委員 ㈱フロム監査役	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 金融機関での勤務、投資ファンド運営会社の経営並びに投資先複数社での社外取締役等、海外を含めた豊富な経験と幅広い知見を有し、グローバルな観点で中立的かつ客観的立場から経営の監督や助言を行い、期待される取締役会の機能強化、グループ全体の持続的成長等に貢献していただけると判断したため、社外取締役として取締役監査等委員候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するテクノオーツ株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
2	ながさわ ゆみこ 永沢 裕美子 (1959年11月6日)	<p>1984年4月 日興証券(株) (現SMB C日興証券(株)) 入社</p> <p>1997年7月 Citibank N.A. (Tokyo), 個人投資部ヴァイス・プレジデント</p> <p>2000年6月 SSB Citiアセットマネジメント(株) (現フランクリン・テンプレトン・ジャパン(株)) ヴァイス・プレジデント</p> <p>2004年12月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長</p> <p>2008年8月 (株)永沢ビル代表取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人 (現任)</p> <p>2018年6月 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長 (現任)</p> <p>2018年6月 (株)山口銀行社外取締役</p> <p>2019年6月 (一財)日本産業協会理事 (現任)</p> <p>2020年6月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役</p> <p>2020年6月 (特非)消費者機構日本副理事長 (現任)</p> <p>2021年6月 (株)ヤクルト本社社外取締役 (現任)</p> <p>ジーエルサイエンス(株)取締役監査等委員 (現任)</p> <p>2022年9月 I-Oウェルズ・アドバイザーズ(株)監査役 (現任)</p> <p>2023年6月 (株)山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>ジーエルサイエンス(株)取締役監査等委員</p> <p>(株)山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員</p> <p>(株)ヤクルト本社社外取締役</p> <p>(株)永沢ビル代表取締役</p>	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>金融機関・社団法人における豊富な経験や知見、さらに事業会社における社外取締役経験も有し、中立的かつ客観的立場で経営の監督や助言を行い、期待される取締役会の機能強化、グループ全体の持続的成長等に貢献していただけると判断したため、社外取締役として取締役監査等委員候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するテクノクオーツ株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
3	もりた たけと 森田 岳人 (1976年3月23日)	2004年10月 東京弁護士会登録 2004年10月 松田総合法律事務所入所 2013年6月 LCR不動産投資顧問(株)監査役(現任) 2016年4月 松田総合法律事務所パートナー(現任) 2020年6月 テクノクオーツ(株)取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 松田総合法律事務所パートナー テクノクオーツ(株)取締役監査等委員	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士として企業法務やコーポレート・ガバナンスに精通し、高い見識と専門知識を基に、客観的立場から監査・監督を行い、期待される取締役会の機能強化、グループ全体の持続的成長等にご貢献していただけると判断したため、社外取締役として取締役監査等委員候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 所有する両社の株数は、2024年3月31日現在のものであり、両社の役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、割当てられる共同持株会の株数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びテクノクオーツ(株)の間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 齋藤隆広氏、永沢裕美子氏及び森田岳人氏は社外取締役候補者であります。
4. 齋藤隆広氏、永沢裕美子氏及び森田岳人氏の選任が承認された場合は、共同持株会社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 共同持株会社は、各社外取締役候補者の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 共同持株会社は、各社外取締役候補者が就任した場合、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補する、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項
共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2024年4月1日現在)

名称	監査法人A&Aパートナーズ
主たる事業所の所在地	東京都中央区日本橋1-16-11 日本橋Dスクエア2階
沿革	<p>1990年7月 設立</p> <p>2007年5月 監査法人A&Aパートナーズに名称変更</p> <p>2007年7月 みすず監査法人（旧中央青山監査法人）から31名が合流し、東京事務所を移転（東京都中央区）</p> <p>2009年1月 米国中堅会計事務所Plante&Moranと業務提携</p> <p>2010年9月 東京事務所を現住所に移転（東京都中央区）</p> <p>2011年4月 日本ベンチャーキャピタル協会に入会（賛助会員）</p> <p>2011年8月 国際会計事務所グループMorison International（現 Morison Global Limited 本部：ロンドン）に加盟</p> <p>2016年1月 日本公認不正検査士協会に入会（プレミアム会員）</p> <p>2018年7月 一般社団法人 国際コンピュータ利用監査教育協会（ICAEA JAPAN）に入会</p>
監査関与会社	129社
出資金	52百万円
構成人員	<p>パートナー：16名</p> <p>職員</p> <p>公認会計士：33名</p> <p>CPAUS：3名</p> <p>CISA：3名</p> <p>その他：33名</p> <p>合計：88名</p> <p>※ 非常勤職員を除く。</p>
<p>【会計監査人候補者とした理由】</p> <p>監査法人A&Aパートナーズを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。</p>	

別添2 (テクノクオーツ株式会社 株主総会決議)

当社とジーエルサイエンス株式会社(以下、「ジーエルサイエンス」といいます。))は、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。))の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。))について、2024年10月1日(以下、「効力発生日」といいます。))をもって、両社の完全親会社となる

「ジーエルテクノホールディングス株式会社」(以下、「共同持株会社」といいます。))を設立することを合意し、2024年5月10日開催の各社取締役会における決議に基づき、同日付で、経営統合契約書(以下、「本経営統合契約書」といいます。))を締結し、共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。))を作成いたしました。

つきましては、本株式移転計画のご承認をお願いいたしたく存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う理由

(1) 本株式移転の背景

ジーエルサイエンスは、1968年、ガスクロマトグラフ用のカラム充填剤及び消耗部品の製造・販売を目的として設立され、現在は、主にガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売をしております。クロマトグラフをはじめとする分析機器は、食品・飲料、製薬、化粧品、環境

(水質・大気・土壌)、金属・鉱工業、石油化学、エネルギー、自動車、公的研究機関等、幅広い分野で使用され、今後も安定的な需要が見込まれるものの、将来的には競争が激化していくことも想定されることから、足元では成長が期待できる海外市場の取り込み、タイムリーな製品供給を可能とする開発力の強化、持続的な成長のための戦略的な投資等を課題として取り組んでおります。

当社は、ジーエルサイエンスの子会社として理化学機器用製品の製造及び販売を目的に1976年に設立され、その後、1978年に現在の主力事業である半導体製造装置用石英ガラス製品分野に進出しました。当社が所属する半導体業界は、シリコンサイクルと呼ばれる特有の景気循環が存在する業界である一方、スマートフォンの世界的な普及、AIの爆発的な進化等を背景としたデジタル化の進展等により、継続的に市場は拡大してきたと認識しております。半導体市場は現在も調整局面の状態が継続しておりますが、2024年後半には市場の回復が期待されており、今後も5G通信やIoT、AI/ディープラーニング、自動運転の本格化等でデータ量の更なる増加が見込まれ、中長期的に半導体需要拡大のトレンドは継続していくものと予想されます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化が進む一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高騰等により、引続き先行き不透明な状況にあり、両社の事業環境も大きく変化しております。そのような中、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめること」を共通の基本理念として活動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすためには、従来以上にグループ一体となった強固な経営基盤を構築し、両社各々の強みを融合することが必要であるとの認識で一致したことから、本経営統合を実施することとし、本経営統合契約書を締結することに至りました。

(2) 本株式移転の目的

多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立している当社を中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現できると考えております。

① グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉

両社を取り巻く環境は刻一刻と変化している中、今後の持続的な企業価値向上を実現していくにあたっては、グループ全体における経営資源配分の最適化が重要と考えております。従前から両社が独立した立場でそれぞれ意思決定をしており、また、上記のとおり安定的な事業基盤を持つジーエルサイエンスと、シリコンサイクルによる景気循環の影響を受ける当社を有するという構造から、グループ全体としての成長に向けた投資、最適な資源配分に関して改善の余地があったと認識しております。本経営統合により、両社の事業上の特徴を踏まえたグループ全体の成長を実現する経営資源配分が可能となり、成長分野に対して積極的な投資が可能になると考えております。

具体的には、共同持株会社に投資に関する機能を集約することで、グループ全体に分散しているノウハウの一元的な管理・蓄積、グループ全体を俯瞰した上での戦略立案とそれに基づく投資の実行、並びに専門的な知見を有する人材の効率的な育成等が実現可能になると考えております。従来からのオーガニック成長に加え、M&Aによるインオーガニック成長も追求してまいります。

また、特に当社におきましては半導体需要の拡大とともに急成長してきたことに伴い、人材面の強化が課題となっておりましたが、本経営統合によりグループ全体の戦略を見据えた人員配置が可能となることから、事業オ

ペレーション・管理の両面における人材の補強が実現できるため、更なる成長を後押しすることにつながると考えております。

なお、中長期的には経営資源配分の最適化のみならず、両社間で関連する技術を活かした共同開発、同一顧客や新規顧客に対するアプローチによる販売拡大、両社の事業拠点を相互活用することによる営業機能の強化等の事業上のシナジーへも寄与することを期待しております。

② 管理機能の集約等による経営効率の向上

本経営統合を通じて、両社が共同持株会社の傘下に並列で位置付けられることで、これまで実現し得なかった人事交流、多様な人材登用やキャリア形成の機会の提供、経営理念の更なる浸透が図られ、グループ全体として適材適所の人員配置が可能になるとともに、両社に共通する機能を共同持株会社に集約することで、業務の効率化と品質向上を実現できると考えております。

具体的には、全社戦略や資源配分等を管轄する戦略系業務、総務、経理、財務、IR等を管轄する管理系業務、採用、教育、育成等を担う人事系業務、ITの調査、DX推進、将来システム計画の策定等を担うIT系業務等の集約を検討しております。また、これらの業務を効率化・高度化していくことで、コーポレート機能やグループガバナンスの強化に貢献するのみならず、中長期的には、管理業務からの解放による事業部門の専門性及び生産性の向上、営業推進や新製品開発の強化といった活動を通じて、両社のトップラインシナジーへも寄与することを期待しております。

③ 各利害関係者に対する提供価値の最大化と意思決定の迅速化

グループ戦略機能を持つ持株会社のもと、両社がシナジーを発揮し、グループ全体の成長のために邁進することで、株主、取引先、従業員をはじめとする利害関係者に対して提供価値の最大化を図ってまいります。

なお、構造的に利益相反の問題が生じ得る親子上場問題に関しては、コーポレート・ガバナンス上の課題としてこれまでも議論してまいりましたが、両社の経営資源の相互活用については、ジーエルサイエンスと当社少数株主との利益相反の懸念、当社としての独立性の確保の観点から、迅速かつ円滑にその推進を行うことに今後一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しております。本経営統合を通じて、共同持株会社にグループ全体の経営戦略の策定機能を持たせることで、経営戦略の策定と事業の執行を分離することとあわせて、ジーエルサイエンス及び当社に事業に関する意思決定権限を委譲するとともにグループとしての利害関係を一致させることで、迅速な意思決定とグループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を追求できる体制を構築していくことが可能であると考えております。

これらの施策・効果を実現させることでグループ戦略の機能を強化することにより、2027年3月期に連結売上高500億円を目指してまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は、別添3に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

- (1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当て比率(以下、「株式移転比率」といいます。)を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	ジーエルサイエンス	当社
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 18,379,715株

上記は、ジーエルサイエンスの発行済株式総数11,190,000株(2024年3月31日時点)、当社の発行済株式総数3,900,000株(2024年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、ジーエルサイエンス及び当社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新

たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ジーエルサイエンス及び当社が2024年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（ジーエルサイエンス：930,260株、当社：33,345株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注3) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、ジーエルサイエンスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティエール法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2024年2月8日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。

両社は、各社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(1)①記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2月9日に開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、基本合意書において合意いたしました。

また、両社は、上記株式移転比率の算定の基礎について、基本合意書の締結後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更がないことを確認し、5月10日付の本経営統合契約書及び本株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

イ. 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びにジーエルサイエンス及び当社との関係

ジーエルサイエンスの算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び当社の算定機関である大和証券は、いずれもジーエルサイエンス及び当社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ジーエルサイエンス及び当社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2024年2月8日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、ジーエルサイエンス及び当社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、ジーエルサイエンス及び当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度

は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.90～2.08
類似企業比較分析	1.62～2.43
DCF分析	1.55～2.90

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、ジーエルサイエンスの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、ジーエルサイエンス又は当社の株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又はジーエルサイエンス若しくは当社によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、ジーエルサイエンス及び当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、ジーエルサイエンス及び当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ジーエルサイエンス、当社及びそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、ジーエルサイエンス又は当社の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

他方、大和証券は、ジーエルサイエンス及び当社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2024年2月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式を1株割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.90～2.08
DCF法	1.72～2.41

③ 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

ジーエルサイエンス及び当社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2024年10月1日を予定しております。また、ジーエルサイエンス及び当社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

ジーエルサイエンスは、当社の支配株主であり、また、当社はジーエルサイエンスの子会社であるため、本株式移転は当社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②ア.に記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、ジーエルサイエンスは三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、当社は大和証券をそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、ジーエルサイエンスはTMI総合法律事務所を、当社はシティユーワ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所及びシティユーワ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

ジーエルサイエンスは、当社の支配株主であり、また、当社はジーエルサイエンスの子会社であるため、本株式移転は当社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、利益相反を回避するために、以下の各措置を講じております。

ア. 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、2023年11月21日、本経営統合に係る当社の意思決定に慎重を期し、①当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、②当社の取締役会による本経営統合を行う旨の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、ジーエルサイエンス及び当社と利害関係を有せず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている石川和弥氏、谷口茂樹氏及び森田岳人氏の3名から構成される特別委員会（以下「テクノクオーツ特別委員会」といいます。）を設置しました。テクノクオーツ特別委員会の委員は、設置当初から変更していません。また、テクノクオーツ特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、石川和弥氏を選定しております。

当社の取締役会は、テクノクオーツ特別委員会に対して、(a)本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b)本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、(c)本経営統合において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から(c)を踏まえて、本経営統合は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（以下(a)から(d)を総称して「テクノクオーツ諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、当社の取締役会は、当社取締役会における本経営統合に関する意思決定にあたっては、テクノクオーツ特別委員会の意見を最大限尊重して行うものと決議しました。具体的には、テクノクオーツ特別委員会が本経営統合を当社の少数株主にとって不利益なものと判断した場合には、当社取締役会は本経営統合の推進・実施を決定しないものとするを併せて決議しております。

また、当社取締役会は、テクノクオーツ特別委員会に対し、(a)テクノクオーツ特別委員会が必要に応じて取引条件等について交渉（当社及びそのアドバイザーを通じた間接的な交渉を含みます。）を行う権限、(b)テクノクオーツ特別委員会が当社の費用負担のもと、テクノクオーツ特別委員会のアドバイザーを選任する権限（当社の取締役会がその選定を追認した当社の法務アドバイザーとしてのシティユーワ法律事務所及び当社のフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券を事後的に承認する権限を含みます。）、及び、(c)当社及びジーエルサイエンス（それらの役職員を含みます。）より本経営統合の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。なお、テクノクオーツ特別委員会の委員の報酬については、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用されていません。

テクノクオーツ特別委員会は、2023年12月5日から2024年2月8日までに、合計10回、合計約9時間半

にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、テクノクオーツ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず第1回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券及び法務アドバイザーとしてのシティユーワ法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれをファイナンシャル・アドバイザー兼第三者評価機関及び法務アドバイザーとして承認した上で、テクノクオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

さらに、テクノクオーツ特別委員会は、本経営統合に係る検討に関与する当社の取締役等につき、ジーエルサイエンスからの独立性が確保されており、利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、テクノクオーツ特別委員会は、(a) 当社から本経営統合の提案内容、本経営統合の目的・意義及び本経営統合によって見込まれるシナジー等並びに当社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) ジーエルサイエンスから、本経営統合の目的・意義、本経営統合によるシナジー等、本経営統合のストラクチャー、本経営統合の時期の選定理由及び提案する統合比率についての基本的方針、並びに、本経営統合後のグループの経営方針についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) 当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から株式移転比率の算定の結果及びその理由並びに本経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) 当社の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本経営統合の手続面における公正性を担保するための措置並びに本経営統合に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに(e) 提出された本経営統合に係る関連資料等により、本経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえてテクノクオーツ諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。

なお、テクノクオーツ特別委員会は、当社から、本経営統合に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、本経営統合に係る交渉過程に関与しております。

テクノクオーツ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、テクノクオーツ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、当社の取締役会に対し、2024年2月8日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

(a) . 本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）

テクノクオーツ特別委員会が当社から受領した各資料の検討並びに当社及びジーエルサイエンスからの聴取等の結果によれば、当社の経営課題は、中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される経営環境の下、市場成長を捕捉するために、①不足している人員リソースを確保すること、②生産能力を更に向上させること、及び、③現場・事業サイドを支える強固なコーポレート機能を確立することである。そして、本経営統合の目的は、短期的な調整局面がありつつも、今後も中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される中において、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと従来以上に一体となり、グループ全体として飛躍を遂げることで、今後更なる企業価値の向上を実現することにある。テクノクオーツ特別委員会としても、当社が認識する当社を取り巻く経営環境及び当社の経営課題に特段の疑義はなく、上記の目的には合理性があるものと思料する。

また、当社は、本経営統合により、(i) グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉、(ii) 管理機能の集約等による経営効率の向上、(iii) 各利害関係者に対する提供価値最大化と意思決定の迅速化という施策・効果を実現することができるため、本経営統合は、当社を含むジーエルサイエンスのグループ全体の企業価値の向上に資するものである。上記施策・効果等に関して、テクノクオーツ特別委員会が当社及びジーエルサイエンスから受けた説明並びにテクノクオーツ特別委員会が当社及びジーエルサイエンスに対して行った質問に対する回答の内容は合理的なものであると判断した。したがって、テクノクオーツ特別委員会は、上記各企業価値の向上のための施策・効果等に関する両社の想定、その内容は合理的なものであり、本経営統合により一定の企業価値の向上が見込まれるものと思料する。

加えて、当社及びジーエルサイエンスは、①当社及びジーエルサイエンスが上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主との間の利益相反の懸念があるため、経営資源の相互活用に対して一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しており、②本経営統合によって組成される共同持株会社を通じて、親子上場を解消し、グループとしての利害関係を一致させることにより、迅速な意思決定とグループ全体での経営資源の一層の共有が可能になるほか、③両社の企業文化や風土を尊重し、それぞれの事業の

枠組みを保持しながら各社の強みを伸ばし、シナジーを追求できる体制を構築していくためには本株式移転のスキームが最良の選択であると考えたとのことである。本株式移転においては、当社の少数株主が、共同持株会社の株主として、本経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、上記の両社の考えに基づきシナジーの実現可能性を高めるために本経営統合を行うにあたり、その法的スキームとして本株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

さらに、本経営統合に伴い当社及び当社の各利害関係者に生じるデメリットとして、当社が上場会社でなくなることにより、①人材獲得の困難性、②信用力の毀損、③ガバナンス体制の脆弱化、④情報開示の制限などが考えられるところ、本経営統合後は共同持株会社が引続き上場会社としての機能を果たすことから、これらのデメリットは限定的と考えられる。

以上のとおり、本経営統合は当社の企業価値の向上に資するものであり、そのストラクチャーの選定理由や想定し得るデメリットを踏まえても、本経営統合の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。

- (b) . 本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

テクノクオーツ特別委員会は、当社のフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から株式移転比率算定書を取得した。当該算定書における当社株式の株式移転比率に照らすと、本経営統合に係る株式移転比率（1：2.10）は、市場株価法による算定結果の上限値比率を超え、また、株式移転比率の基礎となった株式価格についての市場株価からのプレミアムは、株式移転の手法による経営統合事例における直前日の終値、1ヶ月間の終値単純平均値、3ヶ月間の終値単純平均値、6ヶ月間の終値単純平均値からの各プレミアムと比較して、平均的な水準を上回っているといえる。加えて、本経営統合に係る株式移転比率は、DCF法による算定結果の中央値比率である2.06を上回る水準である。テクノクオーツ特別委員会が大和証券から受けた説明によると、大和証券の株式移転比率の算定手法である市場株価法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。また、DCF法においては、その算定内容も現在の実務に照らして妥当なものであり、その算定の基礎とした当社及びジーエルサイエンスの事業計画についても、特に不合理な点がないことを確認した。

また、本経営統合に係る株式移転比率の交渉過程・移転比率決定プロセスにおいて、テクノクオーツ特別委員会は、大和証券から交渉の方針について財務的な見地から助言を受ける等して、ジーエルサイエンスとの交渉方針について指示し、交渉過程について報告を受けたうえで、本経営統合に係る株式移転比率が当社の少数株主の利益に配慮した妥当な比率となっているかについて検討した。

さらに、本経営統合の株式移転比率に不満のある当社の少数株主においては、会社法が定める反対株主買取請求の процедуру通じて経済的な利益の確保を図る方法が用意されており、本経営統合の方法に不合理な点は認められない。

そして、当社より共有を受け確認した本経営統合に関する基本合意書のドラフトを検討した結果、本株式移転に係るその他の取引条件について、当社の少数株主に不利益となる事情は認められず、その他本経営統合に係る株式移転比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は認められなかった。

以上の点を総合的に考慮して、テクノクオーツ特別委員会では、本経営統合の条件（株式移転比率を含む。）の公正性及び妥当性は確保されていると判断するに至った。

- (c) . 本経営統合において、公正な手順を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか

テクノクオーツ特別委員会では、①当社取締役会が、ジーエルサイエンス及び当社から独立したテクノクオーツ特別委員会を設置していること、②本経営統合の検討の過程において、当社が、ジーエルサイエンス及び当社のいずれからも独立した法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から助言を受けていること並びに、テクノクオーツ特別委員会が、当社の法務アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーを承認した上で、テクノクオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けていること、③ジーエルサイエンス及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である大和証券から株式移転比率算定書を取得していること、並びに、④本経営統合において強圧性の問題は特段生じず、マーケット・チェックが実施されていないこと及びマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことも不合理ではないことに照らし、本経営統合において、公正な手順を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至った。

- (d) . 上記 (a) . から (c) . を踏まえ、本経営統合は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記の検討の結果、上記 (a) . 記載のとおり、本経営統合は当社の企業価値の向上に資するものであり、本経営統合の目的は正当かつ合理的なものと考えられること、上記 (b) . 及び (c) . 記載のとおり、株式移転比率を含む本経営統合の条件の公正性及び妥当性は確保されており、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることに照らすと、当社取締役会において、本経営統合の推進・実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

イ. 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）全員の承認

当社は、大和証券より取得した株式移転比率算定書、シティニューワ法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、答申書の内容を最大限に尊重しながら、本経営統合について慎重に検討しました。その結果、2024年2月9日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、基本合意書の締結に関する審議及び決議をいたしました。

- (2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ジーエルサイエンス及び当社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 資本金の額 | 300,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、ジーエルサイエンスと当社が協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. ジーエルサイエンスに関する事項

- (1) 最終事業年度（2024年3月期）に係る計算書類等の内容

ジーエルサイエンスの2024年3月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき記載を省略しており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。

- (2) 最終事業年度に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するジーエルサイエンス株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
1	ながみ よしひろ 長見善博 (1959年8月12日)	1982年4月 ジーエルサイエンス(株)入社 2006年4月 同社大阪支店営業2課長 2007年4月 同社営業本部付課長 2007年10月 海外外向 島津技述(上海) 商貿有限公司副総経理 2012年7月 ジーエルサイエンス(株)執行役員海外担当 2012年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2013年4月 同社執行役員営業本部副本部長兼海外法人管理室長 2013年6月 同社取締役営業本部部長兼営業推進部長兼海外法人管理室長 2013年7月 同社取締役営業本部部長兼海外法人管理室長 2015年4月 同社取締役経営企画室長 ジーエルソリューションズ(株)取締役 2015年6月 ジーエルサイエンス(株)取締役社長兼内部監査室長兼経営企画室長 2015年7月 同社取締役社長兼内部監査室長 2018年4月 同社取締役社長 2018年10月 技尔(上海) 商貿有限公司董事長(現任) 2019年6月 ジーエルサイエンス(株)取締役社長兼経営企画室長 2019年7月 同社取締役社長(現任) 2020年10月 (株)AGI グラスアカデミー取締役(現任) (重要な兼職の状況) ジーエルサイエンス(株)取締役社長 技尔(上海) 商貿有限公司董事長 (株)AGI グラスアカデミー取締役	(1) 36,860株 (2) 一株 (3) 36,860株
【取締役候補者とした理由】 ジーエルサイエンス(株)社長として、経営全般を統括し、且つ国内及び海外営業の経験により幅広い知識と見識を有しており、同社及び同社グループの発展に大きく貢献しております。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、その職務を適切に遂行できると判断したため、候補者といたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するジーエルサイエンス株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
2	そのだいくのぶ 園田育伸 (1959年7月21日)	1982年4月 ジーエルサイエンス(株)入社 2012年4月 同社営業本部営業企画部長 2014年7月 同社執行役員営業企画部長 2015年7月 同社執行役員総合企画部長 2017年4月 同社執行役員経営企画室長 2018年6月 同社取締役経営企画室長兼テクノクオーツ(株)取締役 杭州泰谷諾石英有限公司董事 2019年6月 テクノクオーツ(株)取締役社長(現任) 杭州泰谷諾石英有限公司董事長(現任) GL TECHNO America, Inc. 取締役(現任) (重要な兼職の状況) テクノクオーツ(株)取締役社長 杭州泰谷諾石英有限公司董事長	(1) 8,600株 (2) 3,892株 (3) 16,773株
【取締役候補者とした理由】 ジーエルサイエンス(株)における営業及び経営企画部門での豊富な経験により幅広い知識と見識を有し、2019年からテクノクオーツ(株)の社長として、経営全般を統括し、卓越したリーダーシップを発揮しております。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、その職務を適切に遂行できると判断したため、候補者いたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するジーエルサイエンス株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
3	せりざわ おさむ 芹澤 修 (1960年5月25日)	1983年4月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2009年5月 同行神田駅前支社長 2011年9月 同行融資部臨店指導室長 2013年6月 生化学工業㈱常勤監査役 2014年6月 同社取締役経営管理部長 2017年4月 ジーエルサイエンス㈱管理本部付顧問 2018年6月 同社取締役管理本部長（現任） 2018年10月 技尔（上海）商貿有限公司監事（現任） （重要な兼職の状況） ジーエルサイエンス㈱取締役管理本部長 技尔（上海）商貿有限公司監事	(1) 2,943株 (2) 一株 (3) 2,943株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金融機関他上場会社に在籍し、豊富な役職経験と金融面・管理面における幅広い知識・経験を有しており、ジーエルサイエンス㈱取締役として、同社及び同社グループの経営及び管理業務全般に関して大きく貢献しております。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、その職務を適切に遂行することができるかと判断したため、候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 所有する両社の株数は、2024年3月31日現在のものであり、両社の役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、割当てられる共同持株会の株数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びジーエルサイエンス㈱の間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 共同持株会社は、各取締役候補者が就任した場合、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補する、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。

7. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項
共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するジーエルサイエンス株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
1	さいとう たかひろ 齋藤 隆広 (1963年12月25日)	1987年4月 ㈱三和銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 入行 2005年5月 ㈱UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行) シンガポール支店次長 2008年11月 ㈱三菱UFJ銀行渋谷支社法人第2部長 2011年2月 同行江坂支社長 2013年4月 同行青山支社長 2016年7月 同行退職 2016年9月 ㈱ソリューションデザイン代表取締役社長 2023年6月 同社退任 ジーエルサイエンス(㈱取締役監査等委員(現任)) 2024年2月 ㈱フロム監査役(現任) (重要な兼職の状況) ジーエルサイエンス(㈱取締役監査等委員) ㈱フロム監査役	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 金融機関での勤務、投資ファンド運営会社の経営並びに投資先複数社での社外取締役等、海外を含めた豊富な経験と幅広い知見を有し、グローバルな観点で中立的かつ客観的立場から経営の監督や助言を行い、期待される取締役会の機能強化、グループ全体の持続的成長等に貢献していただけると判断したため、社外取締役として取締役監査等委員候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するジーエルサイエンス株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
2	ながさわ ゆみこ 永沢 裕美子 (1959年11月6日)	<p>1984年4月 日興証券(株) (現SMB C日興証券(株)) 入社</p> <p>1997年7月 Citibank N.A. (Tokyo), 個人投資部ヴァイス・プレジデント</p> <p>2000年6月 SSB Citiアセットマネジメント(株) (現フランクリン・テンプレトン・ジャパン(株)) ヴァイス・プレジデント</p> <p>2004年12月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長</p> <p>2008年8月 (株)永沢ビル代表取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人 (現任)</p> <p>2018年6月 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長 (現任)</p> <p>2018年6月 (株)山口銀行社外取締役</p> <p>2019年6月 (一財)日本産業協会理事 (現任)</p> <p>2020年6月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役</p> <p>2020年6月 (特非)消費者機構日本副理事長 (現任)</p> <p>2021年6月 (株)ヤクルト本社社外取締役 (現任)</p> <p>ジーエルサイエンス(株)取締役監査等委員 (現任)</p> <p>2022年9月 I-Oウェルス・アドバイザーズ(株)監査役 (現任)</p> <p>2023年6月 (株)山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>ジーエルサイエンス(株)取締役監査等委員</p> <p>(株)山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員</p> <p>(株)ヤクルト本社社外取締役</p> <p>(株)永沢ビル代表取締役</p>	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>金融機関・社団法人における豊富な経験や知見、さらに事業会社における社外取締役経験も有し、中立的かつ客観的立場で経営の監督や助言を行い、期待される取締役会の機能強化、グループ全体の持続的成長等に貢献していただけると判断したため、社外取締役として取締役監査等委員候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株数 (2) 所有するジーエルサイエンス株数 (3) 割当てられる共同持株会社の株数
3	もりた たけと 森田 岳人 (1976年3月23日)	2004年10月 東京弁護士会登録 2004年10月 松田総合法律事務所入所 2013年6月 LCR不動産投資顧問(株)監査役(現任) 2016年4月 松田総合法律事務所パートナー(現任) 2020年6月 テクノクオーツ(株)取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 松田総合法律事務所パートナー弁護士 テクノクオーツ(株)取締役監査等委員	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士として企業法務やコーポレート・ガバナンスに精通し、高い見識と専門知識を基に、客観的立場から監査・監督を行い、期待される取締役会の機能強化、グループ全体の持続的成長等にご貢献していただくと判断したため、社外取締役として取締役監査等委員候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 所有する両社の株数は、2024年3月31日現在のものであり、両社の役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、割当てられる共同持株会の株数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びジーエルサイエンス(株)の間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 齋藤隆広氏、永沢裕美子氏及び森田岳人氏は社外取締役候補者であります。
4. 齋藤隆広氏、永沢裕美子氏及び森田岳人氏の選任が承認された場合は、共同持株会社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 共同持株会社は、各社外取締役候補者の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 共同持株会社は、各社外取締役候補者が就任した場合、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補する、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項
共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2024年4月1日現在)

名称	監査法人A&Aパートナーズ
主たる事業所の所在地	東京都中央区日本橋1-16-11 日本橋Dスクエア2階
沿革	<p>1990年7月 設立</p> <p>2007年5月 監査法人A&Aパートナーズに名称変更</p> <p>2007年7月 みすず監査法人（旧中央青山監査法人）から31名が合流し、東京事務所を移転（東京都中央区）</p> <p>2009年1月 米国中堅会計事務所Plante&Moranと業務提携</p> <p>2010年9月 東京事務所を現住所に移転（東京都中央区）</p> <p>2011年4月 日本ベンチャーキャピタル協会に入会（賛助会員）</p> <p>2011年8月 国際会計事務所グループMorison International（現 Morison Global Limited 本部：ロンドン）に加盟</p> <p>2016年1月 日本公認不正検査士協会に入会（プレミアム会員）</p> <p>2018年7月 一般社団法人 国際コンピュータ利用監査教育協会（ICAEA JAPAN）に入会</p>
監査関与会社	129社
出資金	52百万円
構成人員	<p>パートナー：16名</p> <p>職員</p> <p>公認会計士：33名</p> <p>CPAUS：3名</p> <p>CISA：3名</p> <p>その他：33名</p> <p>合計：88名</p> <p>※ 非常勤職員を除く。</p>
<p>【会計監査人候補者とした理由】</p> <p>監査法人A&Aパートナーズを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。</p>	

株式移転計画書（写）

ジーエルサイエンス株式会社（以下「甲」という。）及びテクノクオーツ株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「共同持株会社」という。）成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を共同持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（共同持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 共同持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

共同持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

共同持株会社の商号は、ジーエルテクノホールディングス株式会社とし、英文では GLTECHNO HOLDINGS, INC. と表示する。

(3) 本店の所在地

共同持株会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区西新宿6丁目22番地1号とする。

(4) 発行可能株式総数

共同持株会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、共同持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（共同持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

1. 共同持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 長見 善博

設立時取締役 園田 育伸

設立時取締役 芹澤 修

2. 共同持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 齋藤 隆広（社外取締役）

設立時監査等委員 永沢 裕美子（社外取締役）

設立時監査等委員 森田 岳人（社外取締役）

3. 共同持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

監査法人A&Aパートナーズ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 共同持株会社は、本株式移転に際して、共同持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に2.10を乗じた数を合計した数と同数の共同持株会社の普通株式を交付する。

2. 共同持株会社は、前項の規定により交付される共同持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。

(1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株

(2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

共同持株会社成立日における共同持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

- 300,000,000円
- (2) 資本準備金の額
0円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（共同持株会社成立日）

共同持株会社の設立の登記をすべき日（以下「共同持株会社成立日」という。）は、2024年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、共同持株会社成立日を変更することができるものとする。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲及び乙は、それぞれ2024年6月中に開催する定時株主総会において、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の予定を変更することができるものとする。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、共同持株会社の発行する普通株式が共同持株会社成立日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 共同持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり70円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
2. 乙は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり130円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、共同持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わないものとする。但し、甲及び乙が協議の上、合意した場合についてはこの限りではない。

第10条（自己株式の消却）

甲及び乙は、共同持株会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式

（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第12条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、共同持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び

乙は協議・合意の上、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議・合意の上定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年5月10日

甲：

東京都新宿区西新宿6丁目22番1号
ジェエルサイエンス株式会社
取締役社長 長見 善博

乙：

東京都中野区本町1丁目32番2号
テクノクオーツ株式会社
取締役社長 園田 育伸

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ジーエルテクノホールディングス株式会社と称し、英文では、GLTECHNO HOLDINGS, INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 理化学機器、検査・診断を含む生化学用機器および科学研究用機器の製造販売
 - (2) 理化学用薬品、試薬の製造販売およびそれら化学物質の運用管理装置の製造販売
 - (3) 半導体製造機器およびそれから派生する産業機器の製造販売
 - (4) 半導体、太陽電池、液晶、発光ダイオード等エレクトロニクス製品製造用ガラス、石英ガラス、炭化ケイ素、アルミナ等セラミック製品の製造販売
 - (5) 計量機器の製造販売
 - (6) 理化学機器に供される化学工業品、電気機器および電子機器の製造販売
 - (7) 理化学機器に供される特殊ガス配管の設計施工を含むガス供給設備全般の製造販売
 - (8) 医療用機器の製造販売
 - (9) 各種計測機の製造販売
 - (10) 教育用機器の製造販売
 - (11) 加熱機器の設計、開発、製造販売
 - (12) 温度制御機器の製造販売
 - (13) 真空系機器の製造販売
 - (14) 加工機械および治具部品の設計、開発、製造販売
 - (15) 金属部品、セラミック部品の加工および洗浄
 - (16) 個体識別情報およびその付帯情報を記録したカード、タグ、ラベル等とそれらのリーダーライターの製造販売
 - (17) 生体情報を利用した個体識別機器の製造販売
 - (18) 防犯、防火、防災および救急等の安全対策装置、設備の製造販売
 - (19) 光、電波、赤外線、レーザー光線、音波、超音波、磁気センサー等ならびに第16号および第17号による人、動物および物品の管理・監視装置、設備の製造販売
 - (20) 産業用電子機器および制御機器・電子計算機とその周辺機器、またそれらに関連するシステムおよびソフトウェアの開発製造販売
 - (21) 電子計算機およびその周辺機器の製造販売
 - (22) 事務所等設備に関連する機器の製造販売
 - (23) 工作機械・装置等に関連する機器の加工・製造販売
 - (24) 前各号を利用した応用製品および応用システムの製造販売
 - (25) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション
 - (26) 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売
 - (27) 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業
 - (28) 前各号に関連する設備の電気工事・電気通信工事・建具工事に関する諸事業
 - (29) 前各号に附帯する一切の事業
2. 当社は前項各号の事業ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を行うことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務およびその他必要と認めた業務
 - (2) グループ会社等を対象とした資金の集中・配分関連業務、貸付業務および余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、5名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条に基づき取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(代表取締役および役付取締役)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、または業務を分掌する。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第41条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

(中間配当)

第42条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当

(以下「中間配当」という。)をすることができる。

(期末配当等の除斥期間)

第43条 期末配当および中間配当に係る金銭が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当および中間配当に係る金銭には利息をつけない。

付 則

- 第40条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2025年3月31日までとする。
- 第29条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。
 - 監査等委員である取締役以外の取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額150百万円以内とする。
 - 監査等委員である取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額30百万円以内とする。
- 本付則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。

2026年3月期第3四半期（2025年10月1日から2025年12月31日まで）の連結業績の概要

2026年2月27日に公表した2026年3月期第3四半期（2025年10月1日から2025年12月31日まで）の連結業績の概要は以下のとおりであります。

以下に含まれる四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成したものであり、監査法人より期中レビュー報告書を受領しております。

なお、金額の表示については、千円未満を切捨てて表示しております。

1. 経営成績等の概況

(1) 当四半期連結累計期間の経営成績の概況

当第3四半期連結累計期間(2025年4月1日から2025年12月31日まで)におけるわが国経済は、インバウンド需要や個人消費の底堅さ、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の通商政策の影響が一部産業にみられるほか、地政学的リスクの継続、原材料価格や為替相場の変動などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、当社グループは、中期経営計画(2025年3月期～2027年3月期)に基本方針として掲げた「持続的な成長への戦略投資」「事業競争力を重視した成長戦略」に基づき、目標達成に向けて生産能力増強や営業力強化等に取り組んでおります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高につきましては、32,996百万円(前年同期比6.4%増)となりました。損益につきましては、営業利益 4,633百万円(同2.6%増)、経常利益 5,230百万円(同6.5%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益 3,523百万円(同21.0%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(分析機器事業)

分析機器事業におきましては、景気の先行きや国際情勢が不透明な状況が続いている中でも、売上高は前年同期比で増収となりました。

国内においては、消耗品の売上高が牽引する形で増収となりました。消耗品は、環境分析や製薬企業向けを中心に好調に推移し、品目別では液体クロマトグラフ用カラムだけでなく、固相抽出カートリッジやガスクロマトグラフ用部品類などの幅広い製品群で安定した売上を確保することができました。装置類に関しては、前期に水質分析用装置の更新需要が集中した他、今期は他社装置の販売において10～12月の期間に計上される案件が前期に比べて少なかったため、わずかに減収となりました。

海外においては、引き続き中国経済の停滞の影響を受けつつも、その他の地域においては概ね順調に売上を伸ばすことができ、売上高は前年同期比で増収となりました。液体クロマトグラフ用カラムを中心に、ガスクロマトグラフ用カラムや固相抽出カートリッジなどの消耗品の売上が堅調に推移した他、ガスクロマトグラフに関連する周辺機器の販売も増収に貢献しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は14,285百万円(前年同期比2.2%増)、営業利益は1,317百万円(同3.5%増)となりました。

(半導体事業)

半導体業界では、パソコンやスマートフォン、自動運転向けの需要は依然として低迷しているものの、生成AI関連製品の需要拡大を背景に、一部ではデバイスの価格高騰や品薄感も出始めています。

このような環境の中、当事業ではさらなる成長に向けて、新規需要の掘り起こしや、付加価値の高い製品の開発および拡販によるマーケット拡大を推進するとともに、国内外で増産体制構築に向けた準備を進めております。受注状況は回復基調であり、売上高は引き続き堅調に推移しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は17,409百万円(前年同期比10.5%増)、営業利益は3,286百万円(同3.3%増)となりました。

(自動認識事業)

自動認識事業におきましては、立体駐車場向けシステムの開発案件や入退室管理システムの導入・販売が順調に進み、売上高は前年同期比で増収となりました。

製品分類別では、住居関連施設やビル施設向け、及び警備・セキュリティ用途における需要減少等の影響により、「機器組込製品」と「完成系製品」につきましては売上高が伸び悩みました。その一方で「自動認識その他」では、各種システム案件や工事、増設に加え、特注ICタグの販売も順調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,301百万円(前年同期比0.9%増)、営業利益は9百万円(同75.6%減)となりました。

(2) 当四半期連結累計期間の財政状態の概況

(資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、現金及び預金、商品及び製品、ならびに原材料及び貯蔵品が増加したことにより 36,865百万円(前連結会計年度末に比べ 2,523百万円の増加)となりました。固定資産は、建物及び構築物や投資有価証券が増加したことにより 26,490百万円(前連結会計年度末に比べ 2,456百万円の増加)となりました。その結果、資産合計では 63,355百万円(前連結会計年度末に比べ 4,980百万円の増加)となりました。

(負債の状況)

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は、短期借入金が増加し 11,250百万円(前連結会計年度末に比べ 1,360百万円の増加)となりました。固定負債は退職給付に係る負債が減少した一方、長期借入金やその他が増加したことにより 5,073百万円(前連結会計年度末に比べ 994百万円の増加)となりました。その結果、負債合計では 16,323百万円(前連結会計年度末に比べ 2,355百万円の増加)となりました。

(純資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、資本剰余金や為替換算調整勘定が減少した一方、利益剰余金やその他有価証券評価差額金が増加したことにより 47,031百万円(前連結会計年度末に比べ 2,624百万円の増加)となりました。自己資本比率は 74.2%となりました。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,897,107	8,731,746
受取手形	290,245	206,781
電子記録債権	3,078,024	3,301,073
売掛金	9,706,644	9,215,391
商品及び製品	2,738,824	3,604,756
仕掛品	4,111,486	3,994,205
原材料及び貯蔵品	5,696,573	6,959,952
その他	825,841	854,356
貸倒引当金	△3,328	△2,902
流動資産合計	34,341,419	36,865,362
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,321,842	8,128,638
土地	5,137,685	5,137,685
その他（純額）	6,208,255	6,655,339
有形固定資産合計	18,667,783	19,921,663
無形固定資産	636,679	965,493
投資その他の資産		
投資有価証券	3,603,807	4,604,101
退職給付に係る資産	517,102	542,402
その他	608,768	456,806
貸倒引当金	△376	△376
投資その他の資産合計	4,729,302	5,602,933
固定資産合計	24,033,764	26,490,090
資産合計	58,375,184	63,355,452

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	372,330	14,175
電子記録債務	1,082,260	1,638,663
買掛金	1,999,100	2,342,008
短期借入金	2,596,945	4,081,001
未払法人税等	954,763	442,470
賞与引当金	848,924	447,952
役員賞与引当金	-	61,350
返金負債	220,694	389,957
その他	1,815,089	1,833,052
流動負債合計	9,890,108	11,250,630
固定負債		
長期借入金	2,536,028	3,241,905
役員退職慰労引当金	1,925	4,456
退職給付に係る負債	363,072	15,440
その他	1,177,101	1,811,286
固定負債合計	4,078,127	5,073,088
負債合計	13,968,236	16,323,719
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金	9,849,136	8,521,401
利益剰余金	31,744,646	35,268,508
自己株式	△75,754	△72,970
株主資本合計	41,818,027	44,016,939
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,302,869	1,986,388
土地再評価差額金	△315,086	△315,086
為替換算調整勘定	1,570,649	1,312,733
退職給付に係る調整累計額	30,487	30,758
その他の包括利益累計額合計	2,588,920	3,014,794
純資産合計	44,406,948	47,031,733
負債純資産合計	58,375,184	63,355,452

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
売上高	31,014,487	32,996,631
売上原価	20,008,260	21,600,432
売上総利益	11,006,227	11,396,198
販売費及び一般管理費	6,492,438	6,762,933
営業利益	4,513,789	4,633,265
営業外収益		
受取配当金	107,183	126,215
為替差益	197,829	182,556
保険返戻金	-	191,336
不動産賃貸料	75,148	75,148
その他	113,857	127,756
営業外収益合計	494,019	703,013
営業外費用		
支払利息	38,402	45,058
不動産賃貸原価	49,188	50,403
その他	7,150	10,739
営業外費用合計	94,741	106,201
経常利益	4,913,067	5,230,077
特別利益		
固定資産売却益	-	378
特別利益合計	-	378
特別損失		
固定資産除却損	1,134	16,208
投資有価証券売却損	1,051	-
特別損失合計	2,185	16,208
税金等調整前四半期純利益	4,910,882	5,214,247
法人税、住民税及び事業税	1,285,867	1,450,761
法人税等調整額	224,782	239,623
法人税等合計	1,510,649	1,690,385
四半期純利益	3,400,232	3,523,862
非支配株主に帰属する四半期純利益	488,874	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,911,357	3,523,862

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
四半期純利益	3,400,232	3,523,862
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	113,990	683,519
繰延ヘッジ損益	△5,054	-
為替換算調整勘定	180,694	△257,916
退職給付に係る調整額	△7,468	271
その他の包括利益合計	282,162	425,873
四半期包括利益	3,682,395	3,949,736
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,948,762	3,949,736
非支配株主に係る四半期包括利益	733,632	-

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	分析機器事業	半導体事業	自動認識事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	13,973,535	15,750,658	1,290,292	31,014,487	—	31,014,487
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	23,709	24,565	48,274	△48,274	—
計	13,973,535	15,774,368	1,314,858	31,062,762	△48,274	31,014,487
セグメント利益	1,273,370	3,181,751	40,229	4,495,351	18,437	4,513,789

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去134,728千円、各報告セグメントに配分していない
全社費用△116,291千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	分析機器事業	半導体事業	自動認識事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	14,285,643	17,409,046	1,301,941	32,996,631	—	32,996,631
セグメント間の内部 売上高又は振替高	33	2,271	46,249	48,553	△48,553	—
計	14,285,676	17,411,317	1,348,190	33,045,184	△48,553	32,996,631
セグメント利益	1,317,680	3,286,930	9,809	4,614,420	18,845	4,633,265

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去358,021千円、各報告セグメントに配分していない
全社費用△339,176千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、経営管理区分の変更に伴い、従来「その他」に区分しておりましたグループ運営事業、管理業務受託事業等について、「調整額」の区分に含めて表記しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	1,320,967千円	1,318,040千円
のれんの償却額	22,681 "	27,065 "

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月26日

ジーエルテクノホールディングス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 早川 和宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤 圭

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられているジーエルテクノホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、期中レビューが実施されていない。前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されており、前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2025年6月23日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. XBRL データ及び HTML データは期中レビューの対象には含まれていません。

